

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）					新条文（令和2年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	2	38	1	1	1	2	38	工事検査とは、検査員が契約書第31条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	工事検査とは、検査員が契約書第31条、 <b>第37条</b> 、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	誤記の修正
					1	1	1	2	45		<b>準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</b>	基準類の改定に伴う追加
1	1	1	2	45	1	1	1	2	46	工事	工事	改定に伴う移動
1	1	1	2	46	1	1	1	2	47	本体工事	本体工事	改定に伴う移動
1	1	1	2	47	1	1	1	2	48	仮設工事	仮設工事	改定に伴う移動
1	1	1	2	48	1	1	1	2	49	工事区域	工事区域	改定に伴う移動
1	1	1	2	49	1	1	1	2	50	現場	現場	改定に伴う移動
1	1	1	2	50	1	1	1	2	51	S I	S I	改定に伴う移動
1	1	1	2	51	1	1	1	2	52	現場発生品	現場発生品	改定に伴う移動
1	1	1	2	52	1	1	1	2	53	JIS規格とは、 <b>日本工業規格</b> をいう。	JIS規格とは、 <b>日本産業規格</b> をいう。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	4	1	1	1	4	1	1	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。	受注者は、工事着手前 <b>または施工方法が確定した時期</b> に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	8	1	1	1	8	1	1	受注者は、特記仕様書に <b>定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手しなければならない。</b>	受注者は、特記仕様書に <b>工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。</b>	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	9	1	1	1	9	1	1	(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、 <b>適正な額の請負代金</b> での下請契約の締結に努めなければならない。	(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、 <b>下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。</b>	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（平成31年4月1日改正 建業第11号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	1	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和2年3月25日 建業第332号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	10	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（平成31年4月1日改正 建業第11号）に従って、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	2	第1項の受注者は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要領の取扱いについて」（令和2年3月25日 建業第332号）に従って、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	20	5	契約担当者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。	1	1	1	20	5	発注者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。	誤記の修正
1	1	1	21	4	受注者は、契約担当者の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。	1	1	1	21	4	受注者は、発注者の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。	誤記の修正
1	1	1	23	3	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	23	3	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	23	6	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	1	1	1	23	6	受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	26	1	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、 <b>これら</b> の指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、 <b>これらの</b> 指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	13	監督員が、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	26	13	監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	14	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	26	14	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	26	21	受注者は、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が気象庁から出された場合には、地震関連情報の収集に努め、緊急時の体制や対策の確認を行わなければならない。また、地震発生の可能性が相対的に高まった旨の情報が出された場合は、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。 （1）上記保全処置については、第1章1-1-4施工計画書の1項の（10）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 （2）上記事実が発生した場合は、第1章1-1-41臨機の措置の規定によらなければならない。	1	1	1	26	21	受注者は、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講じなければならない。 （1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における上記保全措置については、第1章1-1-4施工計画書第1項（10）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。 （2）上記事実が発生した場合は、第1章1-1-41臨機の措置の規定による。 （3）受注者は、上記の地震に限らず震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。	最新の運用に基づき改定

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	26	22	受注者は、港湾・漁港工事施工に当たり、港則法（平成24年法律第15号）海上衝突予防法（平成15年改正法律第63号）並びに海洋汚染及び海上火災の防止に関する法律（平成24年9月改正法律第89号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続に許可、承諾を得たときは、その写を監督員に提出しなければならない。	1	1	1	26	22	受注者は、港湾・漁港工事施工に当たり、港則法（平成29年6月改正法律第55号）海上衝突予防法（平成15年6月改正法律第63号）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正法律第18号）等を遵守するとともに工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する諸手続を迅速に処理しなければならない。なお、これらの諸手続に許可、承諾を得たときは、その写を監督員に提出しなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	30	4	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正法律第73号）」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	1	1	1	30	4	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正法律第18号）」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	30	6	受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	30	6	受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	30	8	<p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設省大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>なお、受注者は協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。</p> <p>①調達した建設機械が新基準に適合しているか、該当建設のメーカーに確認するものとする。</p> <p>②調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械メーカーに確認するものとする。</p>	1	1	1	30	8	<p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設省大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>なお、受注者は協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。</p> <p>①調達した建設機械が新基準に適合しているか、該当建設のメーカーに確認するものとする。</p> <p>②調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械メーカーに確認するものとする。<b>なお、低振動型建設機械のうちバックホウ、パイプロハンマーについての協議は省略できるものとする。</b></p>	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	30	11	<p>配合設計段階の試験結果が土壌環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を超える場合は<b>使用材料または配合設計の変更、若しくは工法の変更について</b>監督員と協議しなければならない。</p>	1	1	1	30	11	<p>配合設計段階の試験結果が土壌環境基準（環境庁告示第46号、平成3年8月23日）を超える場合は<b>基準内に納まるよう設計図書に関して</b>監督員と協議しなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	4	<p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利第38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利第37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	1	1	1	32	4	<p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正 内閣府・国土交通省令第5号）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利第38号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利第37号・国道国防第206号）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	32	12	<p>(1) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（平成30年1月4日改正政令第1号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成30年6月改正法律第41号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>表1-3（省略）</p>	1	1	1	32	12	<p>(1) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>表1-3（省略）</p>	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	13	<p>(1) 交通規制及び標識</p> <p>③受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。</p> <p>なお、実施にあたっては規制の計画を監督員に提出するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。</p>	1	1	1	32	13	<p>(1) 交通規制及び標識</p> <p>③受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。</p> <p>なお、実施にあたっては規制の計画を施工計画書に記載するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	32	13	<p>④受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-4のとおりとするが、これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。また、1-1-4(11)交通管理に記載しなければならない。</p>	1	1	1	32	13	<p>④受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表1-4を標準とするが、これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。また、第1編1-1-4施工計画書(11)交通管理に記載しなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）					新条文（令和2年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
1	1	1	32	13	(2) 交通誘導員 ③受注者は、交通誘導員のうち1人は「警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務にかかる一級検定合格警備員または二級検定合格警備員」（以下「交通誘導員A」という。）としなければならない。	1	1	1	32	13	(2) 交通誘導員 ③受注者は、 <b>法律または公安委員会認定路線及び関係機関から指示された場合は1規制につき</b> 、交通誘導員のうち1人は「警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務にかかる一級検定合格警備員または二級検定合格警備員」（以下「交通誘導員A」という。）としなければならない。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(1) 地方自治法（平成30年12月改正法律第102号）	1	1	1	34	1	(1) 地方自治法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(2) 建設業法（平成29年6月改正法律第45号）	1	1	1	34	1	(2) 建設業法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(5) 労働安全衛生法（平成30年7月改正法律第78号）	1	1	1	34	1	(5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(6) 作業環境測定法（平成29年5月改正法律第41号）	1	1	1	34	1	(6) 作業環境測定法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(10) 健康保険法（平成30年7月改正法律第79号）	1	1	1	34	1	(10) 健康保険法（令和元年5月改正法律第9号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(11) 中小企業退職金共済法（平成29年6月改正法律第45号）	1	1	1	34	1	(11) 中小企業退職金共済法（令和元年5月改正法律第16号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成30年7月改正法律第71号）	1	1	1	34	1	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成30年7月改正法律第71号）	1	1	1	34	1	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正法律第102号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(15) 道路交通法（平成30年6月改正法律第41号）	1	1	1	34	1	(15) 道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(16) 道路運送法（平成29年6月改正法律第45号）	1	1	1	34	1	(16) 道路運送法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(17) 道路運送車両法（平成29年5月改正法律第40号）	1	1	1	34	1	(17) 道路運送車両法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(22) 海岸法（平成29年6月改正法律第45号）	1	1	1	34	1	(22) 海岸法（平成30年12月改正法律第95号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(23) 港湾法（平成29年6月改正法律第55号）	1	1	1	34	1	(23) 港湾法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(25) 水路業務法（平成19年6月改正法律第77号）	1	1	1	34	1	(25) 水路業務法（平成30年12月改正法律第95号）	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	改定理由
1	1	1	34	1	(26) 漁港漁場整備法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(26) 漁港漁場整備法（平成30年12月改正法律第95号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(28) 航空法（平成29年6月改正法律第45号）	1	1	1	34	1	(28) 航空法（令和元年6月改正法律第38号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(33) 火薬取締法（平成27年6月改正法律第50号）	1	1	1	34	1	(34) 大気汚染防止法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(39) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成29年6月改正法律第61号）	1	1	1	34	1	(39) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(44) 測量法（平成29年5月改正法律第41号）	1	1	1	34	1	(44) 測量法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(45) 建築基準法（平成30年6月改正法律第67号）	1	1	1	34	1	(45) 建築基準法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(52) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成29年6月改正法律第45号）	1	1	1	34	1	(52) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正法律第18号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(56) 自然環境保全法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(56) 自然環境保全法（平成31年4月改正法律第20号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(57) 自然公園法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(57) 自然公園法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成27年9月改正法律第66号）	1	1	1	34	1	(58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(61) 技術士法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	34	1	(61) 技術士法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(62) 漁業法（平成30年7月改正法律第75号）	1	1	1	34	1	(62) 漁業法（令和元年5月改正法律第1号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(63) 空港法（平成25年11月改正法律第76号）	1	1	1	34	1	(63) 空港法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(69) 職業安定法（平成30年7月改正法律第71号）	1	1	1	34	1	(69) 職業安定法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(70) 所得税法（平成30年6月改正法律第41号）	1	1	1	34	1	(70) 所得税法（令和元年6月改正法律第28号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(71) 水産資源保護法（平成27年9月改正法律第70号）	1	1	1	34	1	(71) 水産資源保護法（平成30年12月改正法律第95号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(72) 船員保険法（平成29年6月改正法律第52号）	1	1	1	34	1	(72) 船員保険法（令和元年5月改正法律第9号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(74) 電波法（平成30年5月改正法律第24号）	1	1	1	34	1	(74) 電波法（令和元年6月改正法律第23号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成27年6月改正法律第40号）	1	1	1	34	1	(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和元年6月改正法律第20号）	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
1	1	1	34	1	(80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第56号）	1	1	1	34	1	(80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正法律第35号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(81) 警備業法（平成30年5月改正法律第33号）	1	1	1	34	1	(81) 警備業法（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成30年6月改正法律第41号）	1	1	1	34	1	(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正法律第37号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	34	1	(84) 地方税法（平成26年5月改正法律第46号）	1	1	1	34	1	(84) 地方税法（平成31年3月改正法律第2号）	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	44	1	(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という。）（平成24年4月改正法律第27号）」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。	1	1	1	44	1	(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という。）（令和元年6月改正法律第20号）」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。	基準類の改定に伴う修正
1	1	1	45	2	電子納品の運用に当たっては「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき行う。	1	1	1	45	2	電子納品の運用に当たっては「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県 平成31年3月）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき行う。	表記修正
1	2	4	1	3	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 7. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	1	2	4	1	3	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV下部構造編） 7. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	表記修正
1	3	1	0	3	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）（土木学会、平成25年度3月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）（土木学会、平成30年3月）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由																																				
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																					
1	3	3	2	1	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場棟）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第55号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場棟）から選定しなければならない。	基準類の改定に伴う修正																																				
1	3	3	2	1	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第55号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	基準類の改定に伴う修正																																				
1	3	7	5	2	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	1	3	7	5	2	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会、平成15年11月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	表記修正																																				
2	1	2	0	6	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">表1-1 「海外建設資材品質検査・証明」対象資材</th> </tr> <tr> <th>区分/細別</th> <th></th> <th>品目</th> <th>対応JIS規格(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">II 鋼材</td> <td rowspan="3">9 鋼製支保工</td> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>六角ボルト</td> <td>JIS G 1180</td> </tr> <tr> <td>六角ナット</td> <td>JIS G 1181</td> </tr> </tbody> </table>	表1-1 「海外建設資材品質検査・証明」対象資材				区分/細別		品目	対応JIS規格(参考)	II 鋼材	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	六角ボルト	JIS G 1180	六角ナット	JIS G 1181	2	1	2	0	6	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">表1-1 「海外建設資材品質検査・証明」対象資材</th> </tr> <tr> <th>区分/細別</th> <th></th> <th>品目</th> <th>対応JIS規格(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">II 鋼材</td> <td rowspan="3">9 鋼製支保工</td> <td>一般構造用圧延鋼材</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>六角ボルト</td> <td>JIS G 1180</td> </tr> <tr> <td>六角ナット</td> <td>JIS G 1181</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>摩擦接合用六角ボルト、六角ナット、平座金のセット</td> <td>JIS G 1186</td> </tr> </tbody> </table>	表1-1 「海外建設資材品質検査・証明」対象資材				区分/細別		品目	対応JIS規格(参考)	II 鋼材	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	六角ボルト	JIS G 1180	六角ナット	JIS G 1181			摩擦接合用六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS G 1186	基準類の改定に伴う修正
表1-1 「海外建設資材品質検査・証明」対象資材																																																
区分/細別		品目	対応JIS規格(参考)																																													
II 鋼材	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																													
		六角ボルト	JIS G 1180																																													
		六角ナット	JIS G 1181																																													
表1-1 「海外建設資材品質検査・証明」対象資材																																																
区分/細別		品目	対応JIS規格(参考)																																													
II 鋼材	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																													
		六角ボルト	JIS G 1180																																													
		六角ナット	JIS G 1181																																													
		摩擦接合用六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS G 1186																																													

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由																																																															
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																																																																
2	1	2	0	8	設計図書でPC鋼材の機械試験を行うこととされた場合、試験はJIS Z 2241（金属材料引張試験方法）に準じて行うものとし、その結果を整備・保管し、監督員の請求があった場合には速やかに提示するとともに、 <b>検査時に提出しなければならない。</b>	2	1	2	0	8	設計図書でPC鋼材の機械試験を行うこととされた場合、試験はJIS Z 2241（金属材料引張試験方法）に準じて行うものとし、その結果を整備・保管し、監督員の請求があった場合には速やかに提示するとともに、 <b>完成時に納品するものとする。</b>	基準類の改定に伴う修正																																																															
2	2	3	3	8	<table border="1"> <caption>表2-9 鉄鋼スラグの規格</caption> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 CBR %</th> <th>一軸圧縮強さ Mpa</th> <th>単位容積質量 kg/L</th> <th>呈色判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	修正 CBR %	一軸圧縮強さ Mpa	単位容積質量 kg/L	呈色判定試験	水浸膨張比 %	エージング期	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	2	2	3	3	8	<table border="1"> <caption>表2-9 鉄鋼スラグの規格</caption> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 CBR %</th> <th>一軸圧縮強さ Mpa</th> <th>単位容積質量 kg/L</th> <th>呈色判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>試験法</td> <td>E001</td> <td>E003</td> <td>A023</td> <td>E002</td> <td>E004</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	修正 CBR %	一軸圧縮強さ Mpa	単位容積質量 kg/L	呈色判定試験	水浸膨張比 %	エージング期	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	試験法	E001	E003	A023	E002	E004	—	基準類の改定に伴う修正
呼び名	修正 CBR %	一軸圧縮強さ Mpa	単位容積質量 kg/L	呈色判定試験	水浸膨張比 %	エージング期																																																																					
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																																					
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																																					
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																																					
呼び名	修正 CBR %	一軸圧縮強さ Mpa	単位容積質量 kg/L	呈色判定試験	水浸膨張比 %	エージング期																																																																					
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																																					
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																																					
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																																					
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	—																																																																					
2	2	8	3	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成30年6月改正政令第184号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-28、表2-29、表2-30の規格に適合するものとする。	基準類の改定に伴う修正																																																															
2	2	11	1	4	道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗り塗料は、以下の規格に適合するものとする。 JISK5621（一般用さび止めペイント） JISK5623（亜酸化鉛さび止めペイント） JISK5625（シアナミド鉛さび止めペイント） JISK5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	2	2	11	1	4	道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗り塗料は、以下の規格に適合するものとする。 JISK5621（一般用さび止めペイント） JISK5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	基準類の改定に伴う修正																																																															
2	2	11	1	7	鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、以下によるものとする。 （1）「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるC-5系を基本とする。 （2）一般環境に架設する場合は、20年以内に掛け替え等が予定されている橋梁などは、I系塗装及び上記便覧のA-5系塗装を適用してもよい。なお、使用材料等については、監督員の承諾を受けるものとする。 （3）I系の塗り替えについては、監督員と協議するものとする。	2	2	11	1	7	鋼橋塗装に使用する塗料は、JIS規格もしくは「鋼道路橋防食便覧」（平成26年3月（社）日本道路協会）による鋼道路橋塗装用塗料標準に適合した塗料を使用する。	基準類の改定に伴う修正																																																															

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由																														
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																															
2	2	12	1	1	(2) 支柱 JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差) JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2	2	12	1	1	(2) 支柱 JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差) JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) JIS G 3136 (建築構造用圧延鋼材)	基準類の改定に伴う修正																														
2	2	13	3	1	ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773塩化ビニール樹脂製止水板に準じるとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70%以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。規格は表2-41によるものとする。	2	2	13	3	1	ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニール止水板に準じるとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴムまたはブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70%以上含み、ファクテスまたは再生ゴムを含んではならない。規格は表2-41によるものとする。	基準類の改定に伴う修正																														
2	2	13	3	1	<table border="1"> <caption>表2-41 ゴム製止水板の規格</caption> <tr> <td>硬 度</td> <td>65±5度</td> <td>JIS K 6301</td> </tr> <tr> <td>引張り強さ</td> <td>25N/mm2以上</td> <td>JIS K 6301 (20℃+10℃) 縦横ともに満足すること。</td> </tr> <tr> <td>破断時の伸び</td> <td>500%以上</td> <td>引張速度500±25mm/min</td> </tr> <tr> <td>ひきさき強度</td> <td>12N/mm2</td> <td>JIS K 6301 9B型に準拠する。 引張速度500±25mm/min</td> </tr> <tr> <td>比 重</td> <td>1.13±0.03</td> <td>JIS K 6350</td> </tr> </table>	硬 度	65±5度	JIS K 6301	引張り強さ	25N/mm2以上	JIS K 6301 (20℃+10℃) 縦横ともに満足すること。	破断時の伸び	500%以上	引張速度500±25mm/min	ひきさき強度	12N/mm2	JIS K 6301 9B型に準拠する。 引張速度500±25mm/min	比 重	1.13±0.03	JIS K 6350	2	2	13	3	1	<table border="1"> <caption>表2-41 ゴム製止水板の規格</caption> <tr> <td>硬 度</td> <td>65±5度</td> <td>JIS K 6253</td> </tr> <tr> <td>引張り強さ</td> <td>25N/mm2以上</td> <td>JIS K 6251 (23℃+2℃) 縦横ともに満足すること。</td> </tr> <tr> <td>破断時の伸び</td> <td>500%以上</td> <td>引張速度500±25mm/min</td> </tr> <tr> <td>ひきさき強度</td> <td>12N/mm2</td> <td>JIS K 6252 引張速度500±25mm/min</td> </tr> <tr> <td>比 重</td> <td>1.13±0.03</td> <td>JIS K 6350</td> </tr> </table>	硬 度	65±5度	JIS K 6253	引張り強さ	25N/mm2以上	JIS K 6251 (23℃+2℃) 縦横ともに満足すること。	破断時の伸び	500%以上	引張速度500±25mm/min	ひきさき強度	12N/mm2	JIS K 6252 引張速度500±25mm/min	比 重	1.13±0.03	JIS K 6350	基準類の改定に伴う修正
硬 度	65±5度	JIS K 6301																																								
引張り強さ	25N/mm2以上	JIS K 6301 (20℃+10℃) 縦横ともに満足すること。																																								
破断時の伸び	500%以上	引張速度500±25mm/min																																								
ひきさき強度	12N/mm2	JIS K 6301 9B型に準拠する。 引張速度500±25mm/min																																								
比 重	1.13±0.03	JIS K 6350																																								
硬 度	65±5度	JIS K 6253																																								
引張り強さ	25N/mm2以上	JIS K 6251 (23℃+2℃) 縦横ともに満足すること。																																								
破断時の伸び	500%以上	引張速度500±25mm/min																																								
ひきさき強度	12N/mm2	JIS K 6252 引張速度500±25mm/min																																								
比 重	1.13±0.03	JIS K 6350																																								
2	2	13	3	1	<table border="1"> <caption>表2-42 止水板の規格</caption> <tr> <td>硬 度</td> <td>65±5度</td> <td>JIS K 6301</td> </tr> <tr> <td>引張り強さ</td> <td>25N/mm2以上</td> <td>JIS K 6301</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td>350%以上</td> <td>JIS K 6301</td> </tr> </table>	硬 度	65±5度	JIS K 6301	引張り強さ	25N/mm2以上	JIS K 6301	伸 び	350%以上	JIS K 6301	2	2	13	3	1	<table border="1"> <caption>表2-42 止水板の規格</caption> <tr> <td>硬 度</td> <td>65±5度</td> <td>JIS K 6253</td> </tr> <tr> <td>引張り強さ</td> <td>25N/mm2以上</td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td>350%以上</td> <td>JIS K 6251</td> </tr> </table>	硬 度	65±5度	JIS K 6253	引張り強さ	25N/mm2以上	JIS K 6251	伸 び	350%以上	JIS K 6251	基準類の改定に伴う修正												
硬 度	65±5度	JIS K 6301																																								
引張り強さ	25N/mm2以上	JIS K 6301																																								
伸 び	350%以上	JIS K 6301																																								
硬 度	65±5度	JIS K 6253																																								
引張り強さ	25N/mm2以上	JIS K 6251																																								
伸 び	350%以上	JIS K 6251																																								
						2	2	13	3	3	鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン(クロロプレンゴム)の性状は表2-43によるものとする。	基準類の改定に伴う修正																														

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）					新条文（令和2年度版）					改定理由																									
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																										
										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">表2-43 止水ゴムパッキンの規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">硬 度</td> <td style="text-align: center;">60±5度</td> <td style="text-align: center;">JIS K 6253</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引張り強さ</td> <td style="text-align: center;">12000kN/㎡以上</td> <td style="text-align: center;">JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伸 び</td> <td style="text-align: center;">400%以上</td> <td style="text-align: center;">JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">老化試験</td> <td></td> <td style="text-align: center;">JIS K 6257</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引張り強さ変化率</td> <td style="text-align: center;">-20%以上</td> <td style="text-align: center;">100℃×70h</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伸び変化率</td> <td style="text-align: center;">-30%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">圧縮永久ひずみ率</td> <td style="text-align: center;">45%以下</td> <td style="text-align: center;">JIS K 6262の10 100℃×70h</td> </tr> </tbody> </table>	表2-43 止水ゴムパッキンの規格			硬 度	60±5度	JIS K 6253	引張り強さ	12000kN/㎡以上	JIS K 6251	伸 び	400%以上	JIS K 6251	老化試験		JIS K 6257	引張り強さ変化率	-20%以上	100℃×70h	伸び変化率	-30%以上		圧縮永久ひずみ率	45%以下	JIS K 6262の10 100℃×70h	基準類の改定に伴う修正
表2-43 止水ゴムパッキンの規格																																			
硬 度	60±5度	JIS K 6253																																	
引張り強さ	12000kN/㎡以上	JIS K 6251																																	
伸 び	400%以上	JIS K 6251																																	
老化試験		JIS K 6257																																	
引張り強さ変化率	-20%以上	100℃×70h																																	
伸び変化率	-30%以上																																		
圧縮永久ひずみ率	45%以下	JIS K 6262の10 100℃×70h																																	
2	2	13	4	2	品質は表2-43を標準とする。 表2-43 路盤紙の規格	2	2	13	4	2	品質は表2-44を標準とする。 表2-44 路盤紙の規格	改定に伴う移動																							
2	2	13	8	3	(1) ゴムの物理的性質は、「表2-44ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表2-44ゴムの物理的性質」よりがたい場合は、設計図書の定めによるものとする。	2	2	13	8	3	(1) ゴムの物理的性質は、「表2-45ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表2-45ゴムの物理的性質」よりがたい場合は、設計図書の定めによるものとする。	改定に伴う移動																							
2	2	13	8	3	(2) 物理試験は、「表2-44ゴムの物理的性質」の試験項目を「JISK6250ゴム-物理試験方法通則」「JISK6251加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JISK6253-3加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方（デュロメータ硬さ）」「JISK6257：1993加硫ゴムの老化試験方法」「JISK6259加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。（以下省略）	2	2	13	8	3	(2) 物理試験は、「表2-45ゴムの物理的性質」の試験項目を「JISK6250ゴム-物理試験方法通則」「JISK6251加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JISK6253-3加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方（デュロメータ硬さ）」「JISK6257：1993加硫ゴムの老化試験方法」「JISK6259加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。（以下省略）	改定に伴う移動																							
2	2	13	8	3	表2-44 ゴムの物理的性質	2	2	13	8	3	表2-45 ゴムの物理的性質	改定に伴う移動																							
2	2	13	9	1	係船柱及び付属品の材質は、「表2-45係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。	2	2	13	9	1	係船柱及び付属品の材質は、「表2-46係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。	最新の運用に基づき改定																							
2	2	13	9	1	表2-45 係船柱及び付属品の材質	2	2	13	9	1	表2-46 係船柱及び付属品の材質	最新の運用に基づき改定																							
2	2	13	10	2	(1) 車止め及び付属品の材質は、「JISG3101一般構造用圧延鋼材（SS400）」に適合しなければならない。なお、材質は、「表2-46車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。	2	2	13	10	2	(1) 車止め及び付属品の材質は、「JISG3101一般構造用圧延鋼材（SS400）」に適合しなければならない。なお、材質は、「表2-47車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。	最新の運用に基づき改定																							
2	2	13	10	2	表2-46 車止め及び付属品の材質規格	2	2	13	10	2	表2-47 車止め及び付属品の材質規格	最新の運用に基づき改定																							
3	1	1	10	6	受注者は、工事検査については、第3編1-1-6第3項の規定を準用する。	3	1	1	10	6	受注者は、工事検査については、第3編1-1-6 <b>監督員による検査及び立会等</b> 第3項の規定を準用する。	表記修正																							

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	1	1	12	2	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3	1	1	12	2	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	3	2	2	0	0	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成28年3月）	3	2	2	0	0	環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）	基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）	3	2	2	0	0	国土交通省 道路標識設置基準（令和元年10月）	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	3	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨（サンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	5	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	3	2	3	6	5	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	8	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm程度重ね合わせなければならない。	3	2	3	6	8	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	15	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに熔融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641（熔融亜鉛メッキ）2種の（HDZ55）550 g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450 g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350 g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	3	2	3	6	15	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに熔融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（熔融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550 g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450 g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350 g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	4	4	21	（1）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。	3	2	4	4	21	（1）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。	誤記の修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由																														
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文																															
3	2	4	4	21	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">表 2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値</th> </tr> <tr> <th>外 径</th> <th>許容値</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>2\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>3\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え1524mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>3\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	表 2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値			外 径	許容値	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	3	2	4	4	21	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">表 2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値</th> </tr> <tr> <th>外 径</th> <th>許容値</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>2\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>3\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え2000mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を<math>3\text{mm} \times \pi</math>以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	表 2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値			外 径	許容値	摘 要	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	誤記の修正
表 2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値																																										
外 径	許容値	摘 要																																								
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																																								
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																																								
1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																																								
表 2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値																																										
外 径	許容値	摘 要																																								
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																																								
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																																								
1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																																								
3	2	4	4	25	<p>(1) 受注者は、設計図書に中掘り工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会 平成4年10月」の表3. 3. 1に示されたセメントミルク攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない、なお施工に当たっては、オーガ先端が設計図書に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C=600~70%）を噴出（低圧の場合：1 N/mm<sup>2</sup>以上の圧、高圧の場合：15~20 N/mm<sup>2</sup>以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理しなければならない。</p>	3	2	4	4	25	<p>(1) 受注者は、設計図書に中掘り工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会 平成27年3月」の表-参3. 1に示されたセメントミルク攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない、なお施工に当たっては、オーガ先端が設計図書に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C=60~70%）を噴出（低圧の場合：1 N/mm<sup>2</sup>以上の圧、高圧の場合：15~20 N/mm<sup>2</sup>以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理しなければならない。</p>	基準類の改定に伴う修正																														

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）					新条文（令和2年度版）					改定理由																																	
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																		
3	2	4	4	25	<table border="1"> <caption>表 2-15 現場溶接を行う全断面溶込みグループ溶接継手の放射線透過試験</caption> <thead> <tr> <th>部 材</th> <th>撮 影 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td rowspan="2">継手全長とする。</td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始終端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）とする。</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	撮 影 箇 所	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長とする。	主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）とする。	3	2	4	4	25	<table border="1"> <caption>表 2-15 欠陥の補修方法</caption> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの</td> <td>表面はグラインダ仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>2 鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの</td> <td>アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>3 鋼材端部の層状われ</td> <td>板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>4 アートストライク</td> <td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダ仕上げのみでよい。</td> </tr> <tr> <td>5 仮付け溶接の欠陥</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>6 溶接われ</td> <td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。</td> </tr> <tr> <td>7 溶接ビード表面のピット</td> <td>アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。</td> </tr> <tr> <td>8 オーバーラップ</td> <td>グラインダで削りを整形する。</td> </tr> <tr> <td>9 溶接ビード表面の凸凹</td> <td>グラインダ仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>10 アンダーカット</td> <td>程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダ仕上げする。</td> </tr> <tr> <td>11 スタッド溶接の欠陥</td> <td>ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	欠陥の種類	補修方法	1 鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダ仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。	2 鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。	3 鋼材端部の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。	4 アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダ仕上げのみでよい。	5 仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。	6 溶接われ	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。	7 溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。	8 オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。	9 溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。	10 アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダ仕上げする。	11 スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。	誤記の修正
部 材	撮 影 箇 所																																										
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長とする。																																										
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																																											
鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継ぎ部で1箇所（1枚）とする。																																										
欠陥の種類	補修方法																																										
1 鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダ仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。																																										
2 鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。																																										
3 鋼材端部の層状われ	板厚の1/4程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダ仕上げする。																																										
4 アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダ仕上げのみでよい。																																										
5 仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。																																										
6 溶接われ	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。																																										
7 溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。																																										
8 オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。																																										
9 溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。																																										
10 アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダ仕上げする。																																										
11 スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。																																										
3	2	4	6	15	受注者は、ライナープレートを埋め殺し施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを施工しなければならない。	3	2	4	6	15	受注者は、ライナープレートを撤去しない埋設型枠とする場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを施工しなければならない。	誤記の修正																															
3	2	4	9	11	（1）受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	3	2	4	9	11	（1）受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	誤記の修正																															
3	2	6	2	4	受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	3	2	6	2	4	受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	表記修正																															
3	2	6	7	3	（2）受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される[E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法]により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	7	3	（2）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される[E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法]により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正																															

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
3	2	6	7	3	(5) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	7	3	(5) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	12	3	(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	13	7	(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	6	12	3	(5) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	3	(5) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
3	2	10	5	3	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準（案）の規定による。	3	2	10	5	3	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成26年12月一部改正）の規定による。	誤記の修正
3	2	12	3	1	(1) 原寸 ①受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。	3	2	12	3	1	(1) 原寸 ①受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	実態に合わせ修正
3	2	12	3	1	②受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	②受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	実態に合わせ修正
3	2	14	6	11	受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験、定着時緊張力確認試験等により変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験（地盤工学会、平成24年5月）による。	3	2	14	6	11	受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験」（地盤工学会、平成24年5月）による。	表示修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）					新条文（令和2年度版）					改定理由																																																		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																																			
6	1	7	2	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">表1-4 止水材の品質規格</th> </tr> <tr> <th>試験項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湧水量</td> <td>(ml/sec) / (1.8mf)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm2 (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本工業規格（JIS）で規定され ている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>					表1-4 止水材の品質規格				試験項目	単位	規格値	試験方法	湧水量	(ml/sec) / (1.8mf)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm2 (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格（JIS）で規定され ている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。	6	1	7	2	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">表1-4 止水材の品質規格</th> </tr> <tr> <th>試験項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湧水量</td> <td>(ml/sec) / (1.8mf)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm2 (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本産業規格（JIS）で規定され ている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>					表1-4 止水材の品質規格				試験項目	単位	規格値	試験方法	湧水量	(ml/sec) / (1.8mf)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm2 (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格（JIS）で規定され ている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。	基準類の改定 に伴う修正
表1-4 止水材の品質規格																																																												
試験項目	単位	規格値	試験方法																																																									
湧水量	(ml/sec) / (1.8mf)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による																																																									
引張強さ	N/mm2 (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格（JIS）で規定され ている各材料ごとの試験方法による。																																																									
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。																																																									
表1-4 止水材の品質規格																																																												
試験項目	単位	規格値	試験方法																																																									
湧水量	(ml/sec) / (1.8mf)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による																																																									
引張強さ	N/mm2 (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格（JIS）で規定され ている各材料ごとの試験方法による。																																																									
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。																																																									
6	3	2	0	1	国土交通省 河川砂防技術基準（案）					6	3	2	0	1	国土交通省 河川砂防技術基準（令和元年7月）					基準類の改定 に伴う修正																																								
6	3	2	0	1	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成29年3月）					6	3	2	0	1	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月）					基準類の改定 に伴う修正																																								
6	4	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）					6	4	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）					基準類の改定 に伴う修正																																								
6	4	9	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。					6	4	9	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。					基準類の改定 に伴う修正																																								
6	4	14	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。					6	4	14	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。					基準類の改定 に伴う修正																																								
6	4	15	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。					6	4	15	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。					基準類の改定 に伴う修正																																								
6	4	18	1	2	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。					6	4	18	1	2	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。					基準類の改定 に伴う修正																																								
6	5	1	0	5	受注者は、扉体、戸当り及び閉開装置の製作、据付けは、「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、平成29年3月）の規定による。					6	5	1	0	5	受注者は、扉体、戸当り及び閉開装置の製作、据付けは、「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和元年7月）の規定による。					基準類の改定 に伴う修正																																								
6	5	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）					6	5	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）					基準類の改定 に伴う修正																																								

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）					新条文（令和2年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
6	5	10	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	10	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	15	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	15	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	16	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	16	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	5	17	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	17	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
6	7	6	3	1	受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締固めを行わなければならない。	6	7	6	3	1	受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締固めを行わなければならない。	表記修正
6	8	4	2	1	受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。ただし、設計図書に定めのある時はこの限りでない。	6	8	4	2	1	受注者は、兼用道路区間について、のり肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。ただし、設計図書に定めのある時はこの限りでない。	実態に合わせ修正
6	8	4	2	2	受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	6	8	4	2	2	受注者は、補助刈り（機械除草に係わる人力による除草）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	実態に合わせ修正
6	8	4	2	5	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	6	8	4	2	5	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）に損傷を与えないよう施工しなければならない。	実態に合わせ修正
6	8	6	2	1	クラック補修工、ポーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。	6	8	6	2	1	クラック補修工、ポーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。	実態に合わせ修正
7	1	11	1	2	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1基本方針、道路土工要領2-7排水施設の施工の規定」（日本道路協会、平成22年3月）によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	7	1	11	1	2	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）、「道路土工要領2-7排水施設の施工の規定」（日本道路協会、平成22年3月）によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記の修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和元年度版)					新条文 (令和2年度版)					改定理由																																						
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項																																							
8	3	2	0	1	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)	8	3	2	0	1	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)	基準類の改定に伴う修正																																				
9	1	3	3	1	受注者は、過掘のない様に施工しなければならない。	9	1	3	3	1	受注者は、過掘のないように施工しなければならない。	表記修正																																				
10	1	9	1	4	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」 (国土交通省、平成24年3月) に従い行わなければならない。	10	1	9	1	4	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 (以下、「要領」という。)」 (国土交通省、平成30年10月) に従い行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正																																				
10	2	2	0	1	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	10	2	2	0	1	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)	基準類の改定に伴う修正																																				
10	2	2	0	1	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)	10	2	2	0	1	国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)	基準類の改定に伴う修正																																				
10	2	4	1	2	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法」 (日本道路協会、平成19年6月) の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	4	1	2	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法」 (日本道路協会、平成31年3月) の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正																																				
10	2	9	1	3	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」 (日本道路協会、昭和62年1月) の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」 (日本道路協会、平成21年6月) の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」 (全国道路標識・標示業協会、平成25年2月) による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」 (日本道路協会、昭和62年1月) の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」 (日本道路協会、平成21年6月) の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」 (全国道路標識・標示業協会、令和元年8月) による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正																																				
10	2	9	2	4	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">表2-1 使用材料一覧表</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>材料</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標示板</td> <td>標示板</td> <td>アルミニウム合金板厚2mm JIS H 4000 A5052P-H34</td> </tr> <tr> <td>標示板リブ</td> <td>アルミニウム合金押出形材 JIS H 4000 A6030-T5 A6063-T6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柱</td> <td rowspan="2">鋼管柱</td> <td>一般構造用炭素鋼鋼管 JIS G 3444 JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>一般構造用圧延鋼材 (テーパーボール) SS400に適した鋼材に加工したもの 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 2種 HDZ55以上) 仕上げとし、「共仕」第3編2-3-6小型標識工の15項の規定によらなければならない。</td> </tr> <tr> <td>その他材料</td> <td></td> <td>取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき (HDZ35以上) 仕上げ</td> </tr> </tbody> </table>	表2-1 使用材料一覧表			名称	材料	規格	標示板	標示板	アルミニウム合金板厚2mm JIS H 4000 A5052P-H34	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材 JIS H 4000 A6030-T5 A6063-T6	柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 JIS G 3444 JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材 (テーパーボール) SS400に適した鋼材に加工したもの 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 2種 HDZ55以上) 仕上げとし、「共仕」第3編2-3-6小型標識工の15項の規定によらなければならない。	その他材料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき (HDZ35以上) 仕上げ	10	2	9	2	4	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">表2-1 使用材料一覧表</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>材料</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標示板</td> <td>標示板</td> <td>アルミニウム合金板厚2mm JIS H 4000 A5052P-H34</td> </tr> <tr> <td>標示板リブ</td> <td>アルミニウム合金押出形材 JIS H 4000 A6063-T6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柱</td> <td rowspan="2">鋼管柱</td> <td>一般構造用炭素鋼鋼管 JIS G 3444 JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>一般構造用圧延鋼材 (テーパーボール) SS400に適した鋼材に加工したもの 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 2種 HDZ55以上) 仕上げとし、第3編2-3-6小型標識工の15項の規定によらなければならない。</td> </tr> <tr> <td>その他材料</td> <td></td> <td>取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき (HDZ35以上) 仕上げ</td> </tr> </tbody> </table>	表2-1 使用材料一覧表			名称	材料	規格	標示板	標示板	アルミニウム合金板厚2mm JIS H 4000 A5052P-H34	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材 JIS H 4000 A6063-T6	柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 JIS G 3444 JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材 (テーパーボール) SS400に適した鋼材に加工したもの 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 2種 HDZ55以上) 仕上げとし、第3編2-3-6小型標識工の15項の規定によらなければならない。	その他材料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき (HDZ35以上) 仕上げ	基準類の改定に伴う修正
表2-1 使用材料一覧表																																																
名称	材料	規格																																														
標示板	標示板	アルミニウム合金板厚2mm JIS H 4000 A5052P-H34																																														
	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材 JIS H 4000 A6030-T5 A6063-T6																																														
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 JIS G 3444 JIS G 3101																																														
		一般構造用圧延鋼材 (テーパーボール) SS400に適した鋼材に加工したもの 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 2種 HDZ55以上) 仕上げとし、「共仕」第3編2-3-6小型標識工の15項の規定によらなければならない。																																														
その他材料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき (HDZ35以上) 仕上げ																																														
表2-1 使用材料一覧表																																																
名称	材料	規格																																														
標示板	標示板	アルミニウム合金板厚2mm JIS H 4000 A5052P-H34																																														
	標示板リブ	アルミニウム合金押出形材 JIS H 4000 A6063-T6																																														
柱	鋼管柱	一般構造用炭素鋼鋼管 JIS G 3444 JIS G 3101																																														
		一般構造用圧延鋼材 (テーパーボール) SS400に適した鋼材に加工したもの 鋼管柱は、溶融亜鉛めっき (JIS H 8641 2種 HDZ55以上) 仕上げとし、第3編2-3-6小型標識工の15項の規定によらなければならない。																																														
その他材料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は設計図書によるものとする。 鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき (HDZ35以上) 仕上げ																																														

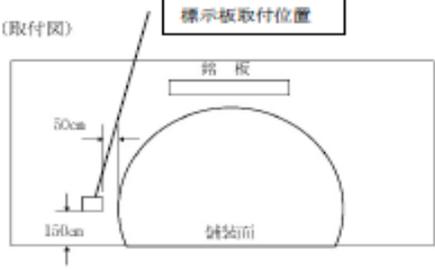
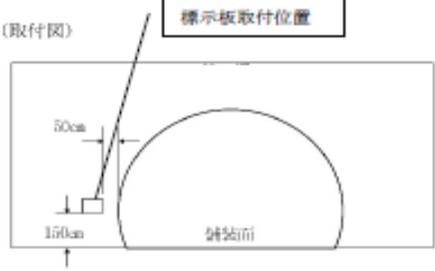
令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）					新条文（令和2年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
10	2	9	2	5	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	2	9	2	5	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格を参考に行うことが望ましい。	基準類の改定に伴う修正
10	2	9	2	8	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	2	8	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省、令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	3	1	0	5	（2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	10	3	1	0	5	（2）非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	誤記の修正
10	3	1	0	6	（2）微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成24年3月）に従い行わなければならない。	10	3	1	0	6	（2）微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	3	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	3	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	基準類の改定に伴う修正
10	3	6	8	4	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	3	6	8	4	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	3	8	9	6	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	3	8	9	6	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	4	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	4	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	基準類の改定に伴う修正
10	4	5	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	4	5	10	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
10	5	1	0	5	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	10	5	1	0	5	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	誤記の修正
10	5	1	0	6	(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成24年3月）に従い行わなければならない。	10	5	1	0	6	(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	5	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	基準類の改定に伴う修正
10	5	2	0	1	国土開発技術研究 センタープレビーム合成桁橋設計施工指針（平成9年7月）	10	5	2	0	1	国土技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針（平成30年8月）	基準類の改定に伴う修正
10	5	5	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	5	6	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	6	2	2	(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	10	5	6	2	2	(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認する。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	基準類の改定に伴う修正
10	5	6	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	6	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	7	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	7	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	8	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	8	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	5	10	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	10	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
10	5	11	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	11	3	1	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	6	2	0	1	日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（平成13年10月）	10	6	2	0	1	日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月）	基準類の改定に伴う修正
10	6	2	0	1	建設省 道路トンネル非常用施設設置基準（昭和56年4月）	10	6	2	0	1	国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準（平成31年3月）	基準類の策定に伴う追加
10	6	3	2	11	（3）内空断面の確保に伴う縫返し、支保工の盛り替え、切羽の鏡張り等の作業	10	6	3	2	11	（3）内空断面の確保に伴う縫返し、支保工の盛り替え等の作業	基準類の改定に伴う追加
10	6	8	6	2		10	6	8	6	2		表記修正
10	7	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	7	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	基準類の改定に伴う修正
10	7	4	3	2	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	7	4	3	2	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	8	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	10	8	2	0	1	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	基準類の改定に伴う修正
10	8	5	6	5	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	8	5	6	5	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	14	2	0	1	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	10	14	2	0	1	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	基準類の改定に伴う追加

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）						新条文（令和2年度版）						改定理由
編	章	節	条	項	現行条文	編	章	節	条	項	新条文	
10	14	4	7	1	(2) 添加材料の使用量 ②受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の「5-3 再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	10	14	4	7	1	(2) 添加材料の使用量 ②受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3 再生路盤材料に関する試験」（日本道路協会、平成31年3月）に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	基準類の改定に伴う修正
10	14	4	7	1	(3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	4	7	1	(3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	14	7	2	4	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	14	7	2	4	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	基準類の改定に伴う修正
10	14	7	2	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	7	2	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省、令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
10	15	3	6	2	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。	10	15	3	6	2	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」（建設省、昭和63年10月）を参考とする。	基準類の改定に伴う修正
10	16	2	0	1	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	10	16	2	0	1	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	基準類の改定に伴う修正
10	16	9	2	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省、令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）					新条文（令和2年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
11	1	2	0	1		11	1	2	0	1	国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	基準類の改定に伴う修正
11	1	2	0	1	国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル（平成5年6月）	11	1	2	0	1	国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月）	誤記の修正
11	1	3	8	1	法面整形工の施工については、第1編2-4-5法面整形工の規定による。	11	1	3	8	1	法面整形工の施工については、第1編2-3-5及び2-4-5法面整形工の規定による。	誤記の修正
11	1	5	7	1	受注者は、防水の施工については、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」第3章防水改修工事の規定による。	11	1	5	7	1	受注者は、防水の施工については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）第9章防水工事及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）第3章防水改修工事の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	2	2	0	1	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月）	11	2	2	0	1	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）	基準類の改定に伴う修正
11	2	3	2	1	樹木は、「国土交通省公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	11	2	3	2	1	樹木は、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」（国土交通省、平成21年2月）の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	表記修正
11	2	3	14	5	受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については公共建築標準仕様書（機械衛生設備工事編、電気設備工事編）の規定による。	11	2	3	14	5	受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については「公共建築標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）及び「公共建築標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	2	0	1	日本公園緑化協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）（平成28年6月）	11	3	2	0	1	日本公園緑化協会 都市公園技術標準解説書（平成28年6月）	表記修正
11	3	2	0	1	日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月）	11	3	2	0	1	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	誤記の修正
11	3	2	0	1	日本道路協会 道路土工－排水工指針（昭和62年6月）						（削除）	廃刊
11	3	2	0	1	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	11	3	2	0	1	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	基準類の改定に伴う修正
11	3	2	0	1	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）	11	3	2	0	1	国土交通省 道路標識設置基準（令和元年10月）	基準類の改定に伴う修正
11	3	2	0	1	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成19年1月）	11	3	2	0	1	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年10月）	表記修正
					（追加）	11	3	2	0	1	日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）	基準類の改定に伴う修正
					（追加）	11	3	2	0	1	国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）					新条文（令和2年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
11	3	3	1	2	受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	11	3	3	1	2	受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	3	5	1	受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、第14編第1章電気通信設備工事および第2章機械工事の規定による。	11	3	3	5	1	受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	3	7	1	消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第5編給排水衛生設備工事の規定による。	11	3	3	7	1	消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）第5編給排水衛生設備工事の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	6	1	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第14編第1章電気通信設備工事の規定による。	11	3	6	1	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）及び第14編第1章電気通信設備工事の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	6	5	1	監視カメラ設置工の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）第6編通信・情報設備工事、第11編3-6-3照明設備工の規定による。	11	3	6	5	1	監視カメラ設置工の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）第6編通信・情報設備工事、第11編3-6-3照明設備工の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	7	2	2	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これに難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。	11	3	7	2	2	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施する。これに難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。	基準類の改定に伴う修正
11	3	7	2	8	施設仕上げ工の材料については、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。	11	3	7	2	8	施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	11	6	1	さく井の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第7編さく井設備工事の規定による。	11	3	11	6	1	さく井の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）第7編さく井設備工事の規定による。	基準類の改定に伴う修正

令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）					新条文（令和2年度版）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項		新条文	
11	3	11	6	3	受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、 <b>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）</b> の規定による。	11	3	11	6	3	受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、 <b>「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）</b> 及び <b>「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）</b> の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	12	1	2	建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、 <b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）</b> の規定による。	11	3	12	1	2	建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、 <b>「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）</b> 、 <b>「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）</b> 及び <b>「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）</b> の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	13	2	1	施設仕上げ工の材料については、 <b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）</b> 10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。	11	3	13	2	1	施設仕上げ工の材料については、 <b>「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）</b> 10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	13	3	1	素地ごしらせ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては、 <b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）</b> 第18章塗装工事の規定による。	11	3	13	3	1	素地ごしらせ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては、 <b>「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）</b> 18章塗装工事の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	13	4	1	石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては、 <b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）</b> 10章石工事、15章左官工事の規定による。	11	3	13	4	1	石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては、 <b>「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）</b> 10章石工事、15章左官工事の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	13	5	1	化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地、モルタル塗りについては、 <b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）</b> 15章左官工事による。	11	3	13	5	1	化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、 <b>「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）</b> 15章左官工事による。	基準類の改定に伴う修正
11	3	13	6	1	タイル張り仕上げについては、 <b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）</b> 11章タイル工事の規定による。	11	3	13	6	1	タイル張り仕上げについては、 <b>「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省、平成31年4月）</b> 11章タイル工事の規定による。	基準類の改定に伴う修正
11	4	2	0	1	日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月）						（削除）	廃刊
11	4	2	0	1	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	11	4	2	0	1	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	基準類の改定に伴う修正
11	4	2	0	1	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月）	11	4	2	0	1	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年10月）	表示修正



令和2年度土木工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和元年度版）					新条文（令和2年度版）											
編	章	節	条	項	現行条文				編	章	節	条	項	新条文		改定理由
卷末-19					様式27-2				卷末-20					様式27-2 ※様式は参考様式として示すものであり、国土交通省様式を準用してもよい。		最新の運用に基づき改定
様式-3					建設工事執行規則 様式第9号（第20条関係）（用紙 目 本工業規格A4縦型）				様式-3					建設工事執行規則 様式第9号（第20条関係）（用紙 目 本産業規格A4縦型）		基準類の改定に伴う修正
様式-4					建設工事執行規則 様式第10号（第20条関係）（用紙 目 本工業規格A4横型）				様式-4					建設工事執行規則 様式第10号（第20条関係）（用紙 目 本産業規格A4横型）		基準類の改定に伴う修正
様式-5					建設工事執行規則 様式第11号（第20条関係）（用紙 目 本工業規格A4縦型）				様式-5					建設工事執行規則 様式第11号（第20条関係）（用紙 目 本産業規格A4縦型）		基準類の改定に伴う修正
様式-8					建設工事執行規則 様式第8号（第20条関係）（用紙 目 本工業規格A4横型）				様式-8					建設工事執行規則 様式第8号（第20条関係）（用紙 目 本産業規格A4横型）		基準類の改定に伴う修正
様式-17					建設工事執行規則 様式第14号（第30条関係）（用紙 目 本工業規格A4縦型）				様式-17					建設工事執行規則 様式第14号（第30条関係）（用紙 目 本産業規格A4縦型）		基準類の改定に伴う修正
様式-18					建設工事執行規則 様式第15号（第30条関係）（用紙 目 本工業規格A4縦型）				様式-18					建設工事執行規則 様式第15号（第30条関係）（用紙 目 本産業規格A4縦型）		基準類の改定に伴う修正
様式-29					建設工事執行規則 様式第13号（第24条関係）（用紙 目 本工業規格A4横型）				様式-29					建設工事執行規則 様式第13号（第24条関係）（用紙 目 本産業規格A4横型）		基準類の改定に伴う修正
様式-31					建設工事執行規則 様式第16号（第39条関係）（用紙 目 本工業規格A4縦型）				様式-31					建設工事執行規則 様式第16号（第39条関係）（用紙 目 本産業規格A4縦型）		基準類の改定に伴う修正
様式-32					建設工事執行規則 様式第17号（第39条関係）（用紙 目 本工業規格A4縦型）				様式-32					建設工事執行規則 様式第17号（第39条関係）（用紙 目 本産業規格A4縦型）		基準類の改定に伴う修正
様式-33					建設工事執行規則 様式第19号（第45条関係）（用紙 目 本工業規格A4縦型）				様式-33					建設工事執行規則 様式第19号（第45条関係）（用紙 目 本産業規格A4縦型）		基準類の改定に伴う修正
様式-35					工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱 様式第1号（第5条関係）（用紙 目 本工業規格A4縦型）				様式-35					工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱 様式第1号（第5条関係）（用紙 目 本産業規格A4縦型）		基準類の改定に伴う修正